

岐阜県公報

第 六 百 六 十 三 号
令 和 八 年 二 月 二 十 日
(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 五七^ハ

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定

(地 域 福 祉 課) 五八

指定介護機関の廃止の届出

(同) 五九

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 五九

医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定

(同) 六〇

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 六〇

道路の供用開始

(同) 六〇

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設の指定
施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称等の変更

(選 挙 管 理 委 員 会) 六一
(同) 六一

岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第三号

岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和二年岐阜県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「及び第十四号」を「第十四号」に改め、「第十六号まで」の下に「第十八号及び第十九号」を加え、同項第九号中「保健指導（次項第七号）」を「保健指導（次項第四号）」に、「健康診査（次項第七号）」を「健康診査（同号）」に改め、同項第十五号中「次項第三号イ及びハ」を「第十九号イ及びハ」に改め、同項に次の四号を加える。

十七 生後一年に達しない子を育てる会計年度任用職員（男子の会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者（同法第二十七条第四項に

規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）がその子を養育できる場合を除く。）が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条第一項に規定する時間

十八 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして知事が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして知事が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち知事が定めるものへの参加をすることを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一 会計年度において五日（その養育する九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあつては、十日）（勤務日）この勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、知事が定める時間）の範囲内の期間

十九 次に掲げる者（八に掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号並びに次項第一号及び第二号において「要介護者」という。）の介護その他の知事が定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一 会計年度において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）（勤務日）この勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、知事が定める時間）の範囲内の期間

イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母

ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で知事が定めるもの

ニ 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢

血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき その都度必要と認める日又は時間

第十条第二項中「第二号から第五号まで」を「第一号及び第二号」に改め、同項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第七号までを三号ずつ繰り上げ、同項第八号中「又は」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第一項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは」に改め、同号を同項第五号とし、同項第九号を削る。

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

附 則

告 示

岐阜県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年二月二十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
医療法人社団 恵和会	海津市南濃町駒野字寺西四六九一	ひばりクリニック訪問看護ステーション	海津市南濃町駒野字寺西四六九一	令和八年二月二十日

一般社団法人健康支援ティアス
 羽島郡岐南町伏屋 四丁目一四一
 Foresta 訪問看護ステーションサロンR
 M B棟
 羽島郡岐南町伏屋 四丁目一四一
 Foresta 令
 M B棟 八・一

岐阜県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条

居宅介護事業者等の名称
 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

土 岐 市
 土岐市土岐津町土岐口 二一〇一番地

同
 同
 同

同
 同
 同

同
 同
 同

同
 同
 同

同
 同
 同

同
 同
 同

同
 同
 同

同
 同
 同

同
 同
 同

同
 同
 同

第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年二月二十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業所等の名称
 所在地
 廃止年月日

土岐市土岐津町土岐口 七〇三番地の二四
 令和八・一・三一

同
 同
 同

同
 同
 同

同
 同
 同

同
 同
 同

同
 同
 同

同
 同
 同

同
 同
 同

同
 同
 同

同
 同
 同

同
 同
 同

定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年二月二十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

岐阜県厚生農業協同組合連合会
 岐阜市宇佐南四丁目一三番一号
 居宅介護支援

東濃中部医療センター
 濃厚生病院居宅介護支援事業所

瑞浪市土岐町七六番地
 令和八・一・三一

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

株式会社ウィーズ

新 大阪府茨木市西駅前町十三番二五号
旧 埼玉県北葛飾郡松伏町築比地七九五番地一

居宅療養管理指導

アピス薬局みずほ店

瑞穂市本田五五六一

令和七・六・一

同

同 同

介護予防居宅療養管理指導

同

同

同

岐阜県告示第七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年二月二十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所

指 定 年 月 日

中 村 英 幹
Body Room
ts 整骨院 本業
真正院 本業
本業市政田一三八〇一

令和七年二月二十日

岐阜県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年二月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
一般国道	三百六十号	大野郡白川村大字荻町字木山一八四六番一地先から同郡同村大字同字一八三九番一地先まで	二〇・九 一六・九	二〇・九 二七・八	八四・六	八四・六	

岐阜県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年二月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
国一般	二百五十七号	下呂市馬瀬数河字下樽口九四番一地从先から 同 市同 字数河垣内二六九番三地从先まで	三六〇	令和 八・二・二〇	令和 四・二・二五

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

令和八年二月二十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 竹 内 治 彦

指定した施設

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地	収容人員
海 津 市	海津市海津農村環境改善センター 農事研修室 視聴覚室 2 会議室	海津市海津町高須585番地 1	90人 42人 12人

岐阜県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称及び所在地の変更の報告があったので、その旨告示する。

令和八年二月二十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 竹 内 治 彦

名称の変更

変 更 後	変 更 前
岐阜県厚生農業協同組合連合会 公立 東濃中部医療センター	岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃中 部医療センター

所在地の変更

施設 の 名 称	変 更 後	変 更 前
岐阜県厚生農業協同組合連合会 公立 東濃中部医療センター	土岐市肥田町浅野1078 20	土岐市土岐津町土岐口703 24

令和八年二月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社